

ポーランドにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る
措置の期限延長について（3月25日）

＜ポイント＞

○ポーランドにおける新型コロナウイルス感染症（感染）拡大防止の措置の期限延長について

3月24日（火）付で、ポーランド政府は、国境審査の復活期間及び国際旅客機の着陸禁止期間を延長しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 一時的な国境審査の復活について【3/18付大使館からのお知らせ、ニ1(1)(イ)】

3月24日までとされていた「一時的な国境審査の復活」の期間を4月13日までに変更する。

2 国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止について【3/18付大使館からのお知らせ、ニ2(1)】

（1）3月28日までとされていた「国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止」の期間を4月11日までに延長する。

（2）本件措置は、自国民の帰国を目的として、ポーランド政府及び外国政府の指示により運行されるチャーター便を除く。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

★電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号 (+48 22 696 5000) へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

★メール：cons@wr.mofa.go.jp

★HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html